

令和8年1月22日
公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和7年度インテリアプランナー試験 設計製図試験の合格者の発表について ～87人の合格者、26.1%の合格率～

令和7年度インテリアプランナー試験「設計製図試験」の合格者を決定し、1月22日に発表することとなりましたのでお知らせします。

なお、「設計製図試験」の合格基準等は、別紙のとおりです。

また、インテリアプランナー資格制度は、当センターが平成12年度まで国土交通省が認定する事業として実施してきましたが、平成13年度からは、当センター独自の資格制度として実施しているものです。

令和7年度インテリアプランナー試験「設計製図試験」の結果

	学科試験	設計製図試験
試験日	令和7年6月22日(日)	令和7年11月16日(日)
試験地	札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡、沖縄	札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡
実受験者数	594人	333人
合格者数	314人	87人
合格率	52.9%	26.1%

- * 「設計製図試験」の試験の結果は、合格・不合格にかかわらず、マイページ上で通知します。
また、合格者の受験番号を記載した合格者一覧表を当センターのウェブサイト（<https://www.jaeic.or.jp/>）に掲載します。

公益財団法人 建築技術教育普及センター インテリアプランナー専用ダイヤル
TEL：050-3645-8824

※試験問題は、当センターのウェブサイトに掲載します。
なお、試験問題の内容、受験者個人の採点結果等に関する質問には、一切お答えしていません。

(参考) 令和7年度インテリアプランナー試験「設計製図試験」合格者87人の主な属性

	区分	構成比
1. 受験申込区分別	学科試験+設計製図試験	37.9%
	設計製図試験のみ	62.1%
2. 性別	男性	37.9%
	女性	62.1%
3. 年齢層別	19歳以下	0.0%
	20~24歳	36.8%
	25~29歳	18.4%
	30~34歳	6.9%
	35~39歳	8.0%
	40~44歳	10.3%
	45歳以上	19.5%
	平均年齢	32.1歳
4. 勤務先分類別	インテリア設計・施工会社	2.3%
	建築設計事務所	5.7%
	総合建設業	4.6%
	プロレハブ住宅会社・不動産業	1.1%
	学生	31.0%
	その他*1	55.1%
5. 職務分類別	インテリア設計・監理	12.6%
	建築設計・監理	1.1%
	インテリア施工管理・インテリアエレメント	3.4%
	学生	31.0%
	その他*2	51.7%

* 1 : 家具メーカー、無回答等

* 2 : 教育・研究、営業販売、無回答等

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、必ずしも合計値が100にならない場合があります。

令和7年度 インテリアプランナー試験「設計製図試験」の合格基準等について

■ 「設計製図試験」

課題名	子育て世代のための交流スペースのインテリア
採点のポイント	<p>(1) 計画力（機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ゾーニング ②動線計画 ③各所要スペースの面積・形状 <p>(2) 計画力（寸法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①動作域を考慮した寸法 ②家具・器具等の大きさ <p>(3) 表現力・演出力</p> <ul style="list-style-type: none"> ①計画内容を正確に他者に伝達する能力 ②形・材質感・色彩を表現してイメージを他者に伝達する能力 ③建物の性格を理解して、空間をそれにふさわしいものに演出する能力
採点結果の区分	<p>採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p>ランクⅡ：「知識及び技能」がやや不足しているもの</p> <p>ランクⅢ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクⅣ：要求図書の書き込みが明らかに不十分なもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、インテリアプランナーとして備えるべき「インテリアの設計に必要な基本的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ランクⅠ：26.1%、ランクⅡ：49.5%、ランクⅢ：15.9%、ランクⅣ：8.4% <ul style="list-style-type: none"> ①ランクⅡ及びランクⅢに該当した例 <ul style="list-style-type: none"> ・「ラウンジ、パーティルーム及びコワーキングスペース」のゾーニング、動線計画が不適切なもの ・「家具・器具等の基本的な寸法」及び「これらを利用する人の動作に必要なスペース」の理解力が不足しているもの ・透視図の表現力、演出力が不足しているもの ②ランクⅣに該当した例 <ul style="list-style-type: none"> ・設計条件に関する基礎的な不適合として、解体・撤去ができない部分に開口部を設けているもの等
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」である者を合格とする。